



# 町報 岡垣

所 場 役 者 守 荘  
 行 町 任 辻  
 発 垣 資  
 岡 垣 町 長

## 四月の選挙について

四月十三日は県知事・県議会議員選挙の投票日です。又四月二十七日は町議会議員選挙の投票日です。

この選挙は身近な私達の生活に大きなかわりを持つ大切な選挙です。候補者の政見をよく見、よく聞いて投票しましょう。

尚各選挙の不在者投票期日は左期のとおりです。

- ・ 県知事・県議会議員選挙  
 県知事三月十九日より四月十二日まで  
 県議会議員四月一日より四月十二日まで
- ・ 町議会議員選挙  
 四月二十日より四月二十六日まで

この選挙から公職選挙法の一部が改正され、郵便による不在者投票制度が適用されます。これは在宅等の重度身体障害者にも郵便による投票の途がひらかれたものです。

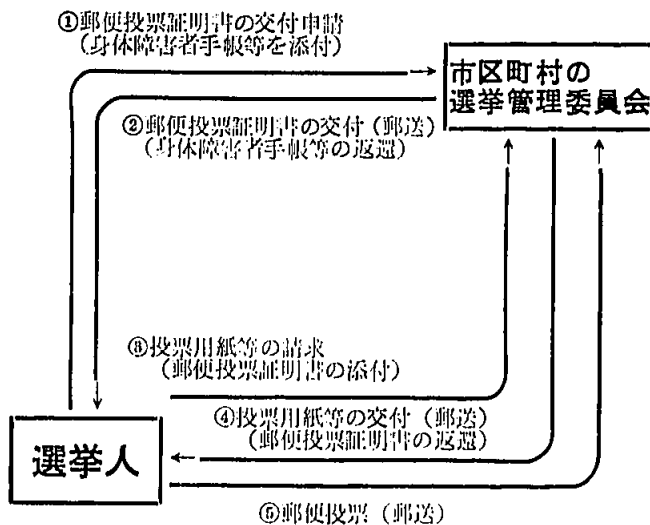
この制度の対象は、身体障害者手帳又は戦傷者手帳の交付を受けている方で左記の障害の程度の方です。

上記写真

小春日和の成田山

西高陽区 田中睦生氏提供

## 郵便投票の流れ



※ ①～⑤の順序で行われます。  
 ※ 郵便投票証明書は④の投票用紙等の交付のさいに市区町村の選挙管理委員会から選挙人に返還されます。

(1)身体障害者については、持っている身体障害者手帳に①両下肢又は体幹の障害で一級又は二級と記載されている方、②心臓、じん臓又は呼吸器の障害で一級又は三級と記載されている方。  
 (2)戦傷病者については、持っている戦傷病者手帳に①両下肢又は体幹の障害で特別項症、第一項症又は第二項症と記載されている方  
 ②心臓、じん臓又は呼吸器の障害で特別項症、第一項症、第二項症又は第三項症と記載されている方

また、この制度の手続きは、左の図のように行ない、投票用紙等の請求は、投票日の四日前の日の午後五時までに到着しなければならず、この記載は代理人による記載や点字による記載は無効となり必ず選挙人自身で行なってください。尚、この投票の送付は必ず郵便により行ない、郵便以外の方法は一切みとめられません。  
 この制度の詳細は選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

(選挙管理委員会)

「選挙日が生きて伸びゆく地方自治」

とどいたら、まず、とじましよう

# 青色申告のすすめ

所得税は、自分で所得や税額を計算して申告し、納税する申告納税制度をとっています。

この申告納税制度が円滑に行われるためには、自分の所得や税額を正しく計算し申告することのできる納税者が一人でも多くなる必要があります。そこで、毎日の取引を帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得や税額を申告する人には、所得の計算の面などで、いろいろ有利な取扱いをすることになっていきます。これが青色申告制度です。

この青色申告制度は、税金の面で有利となるだけでなく、帳簿をつけることによって、経費の内容や資金の状況などがよくわかり、経営の合理化にも役立つことが最近ではよく理解されてきました。しかし、まだ青色申告をしていない人もいます。そこで、まだ青色申告をしていない人のために、青色申告の特典や手続などについて説明しましょう。

ある人です。

## ▲青色申告の特典▼

青色申告にはたくさんの特典があります。一般に関係の深いものとしては次のようなものがあります。

- 一、青色申告をしている人は、一律十万円（不動産所得、事業所得、山林所得の合計額が十万円に満たない場合にはその金額）を所得金額から特別に控除できます。これは青色申告をしている人ならだれでも受けられます。
- 二、青色専従者給与

事業を営んでいる人と生計をいっしょにしている配偶者や十五才以上の親族で、もっぱらその事業に従事している人（青色事業専従者といえます）に給与を支払っている場合には、その支払った給与は必要経費になります。

この必要経費となる金額は、白色申告者の場合には、一律二十万五千円に制限されていますが、青色申告者の場合にはこの制限がなく、労務の対価としてふさわしい金額であれば、その金額が認められます。

なお、給与の額は、あらかじめ税務署に届け出ることになります。

## 三、貸倒引当金

売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失に備え、貸倒引当金勘定を設けて年末の売掛金や貸付金などの合計額の五・五割（金融業の場合には三・三割）までの金額を繰入れた場合には、その繰入額は必要経費になります。

## 四、価格変動準備金

商品、製品、原材料などのたな卸資産の値下がりによる損失に備え、価格変動準備金勘定を設けて、通常年末たな卸高の三割までの金額を積立てた場合には、その積立額は必要経費になります。

## 五、純損失の繰越しと繰戻し

不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の金額を計算するうえで生じた損失は、原則として他の所得から控除できます。それでもなお控除しきれない損失がある場合、その損失のことを「純損失」といいます。

青色申告をしている人に純損失が生じた場合には、その損失額を翌年以降三年間にわたって、順次各年の黒字の所得から差引くことができます。これを「純損失の繰越し」といいます。

また、前年に引き続いて青色申告をしている人は、純損失の金額を前年分に繰戻して、前年分の所得税額の還付を受けることもできます。

## ▲税金はどれだけ安くなるか▼

青色申告をすると青色申告をしていない人に比べて、税金がどの

くらい安くなるかみてみましょう。昭和四十九年分の所得金額が青色申告の特典控除前で三百万円、事業専従者給与九十六万円（奥さんと長男）、年末の売掛金五十万円、たな卸資産百二十万円、扶養親族は子供二人の平均的なお店の場合、青色申告をすると所得税は約八万円も安くなります。

また、所得税だけでなく住民税や事業税も安くなりますので、それらを合わせると、青色申告をしていない人の税金は約四十二万円、青色申告をしている人の税金は約二十二万二千円となり、十八万八千円も安くなります。

## ▲青色申告の手続▼

新しく青色申告をしようとする人は、その年の三月十五日までに「青色申告承認申請書」を、税務署に提出してください。申請書の用紙は税務署にあります。

△どのような帳簿をつければよいか▼

- 一、現金出納帳の記帳をするだけでよい人
- 二、簡易帳簿の記帳をするだけでよい人

前前年分の事業所得と不動産所得の合計額が三百万円以下の人は、現金出納帳の記帳をするだけで済みます。

外の人は、現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳の五冊からなる簡易帳簿の記帳をするだけで済みます。

したがって、小売業やサービス業を営んでいる人は、前前年の所得が五百万円を超えている場合であっても、簡易帳簿の記帳だけで済むことになります。

三、卸売業、製造業、建設業、飲食業を営んでいる人で前前年分の事業所得の金が五百万円を超える人は、正規の簿記（複式簿記）によって記帳しなければなりません。

## ▲記帳などの相談▼

青色申告をするためには前記のような帳簿をつけることが必要ですが、帳簿のつけかたや決算のしかたなどについてわからないときは、お気軽に税務署で御相談ください。

また、青色申告会や日本税務協会、商工会議所、町村の商工会、税理士会などでも、帳簿のつけかたなどの指導をしていますから、御利用になってください。

## ◎ 贈与税の申告と納税も

### 三月十五日まで

贈与税の申告の受付は二月二日からはじまります。贈与税は、個人から財産をもらった人に対して、そのもらった財産の価額に応じて各年ごとに税金がかかります。

贈与税とはどんな税金か、また、贈与税の申告はどのようにするのか、そのあらましを説明しましょう。

一、贈与税は相続税の補完税

相続によって財産をもらった人には相続税がかかりますが、生前に贈与が行われると、それだけ相続の財産が少なくなり、相続税が軽くなります。しかしそれは、生前に贈与を受けた人と贈与を受けなかった人との間に、税金の面で不公平が生じることとなります。そこで、生前に贈与が行われた場合には、贈与税がかかることになっていきます。贈与税はこのような目的で設けられていますので、相続税の補完税であるといわれています。

二、贈与税の基礎控除額は四〇万円

贈与税は、一年間に個人からもらった財産の価額の合計額が四〇万円をこえる場合にかかります。この四〇万円が、基礎控除額です。したがって、四十九年中に、個人からもらった財産の価額の合計額が四〇万円以下であれば、ふつうの場合は贈与税がかかりません。

三、贈与財産が四〇万円以下でも贈与税がかかる場合

四十九年中に二〇万円をこえる価額の財産をもらった人が、同じ人から四十八年か四十七年に

も二〇万円をこえる価額の財産をもらっている場合には、三年間の二〇万円をこえる部分の贈与財産の価額を合計して、贈与税を計算することになっていきます。いいかえると同じ人から三年間にわたって贈与を受けたとしても、贈与財産価額が一年目四〇万円、二年目二〇万円、三年目二〇万円以下であれば、贈与税はかからないことになっています。この制度は、財産を一度にもらう場合と、各年に分割してもらう場合との税負担の均衡をはかるためのもので、「贈与税の累積課税制度」といいます。

四、夫婦間贈与の場合の配偶者控除

夫婦の間で居住用不動産などの贈与が行われた場合、次のいずれにもあてはまるときは、基礎控除額の四〇万円のほかに配偶者控除として最高五六〇万円が控除されます。

つまり、基礎控除とあわせて六〇〇万円までは贈与税がかからないこととなります。

(一) 婚姻期間が二〇年以上の夫婦の間で行われる居住用不動産、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること。

(二) 贈与を受けた人が、その贈与税の申告期限である翌年の三月十五日までに、贈与を受けた居住用不動産か、贈与を受けた金

銭で取得した居住用不動産に、実際に居住し、その後も引続いて居住する見込みであること。

なお、この配偶者控除は、一生に一度だけしか受けられませんが、したがって、この贈与税の配偶者控除を受けると、相続税のときに最高六〇〇万円まで差引かれる「遺産にかかる配偶者控除」は受けられなくなります。この配偶者控除を受けるためには、贈与税の申告のときに戸籍謄本や居住用不動産を取得したことを証明する登記簿の謄本などを、申告書に添付して提出することが必要です。

五、返済期限のない借金などは贈与と認定

金銭の貸借は、それ自体としては贈与ではありませんから、本来は贈与税がかかりません。しかし親族など特別な関係にある人との間の金銭の貸借には、その返済について「あるとき払いの催促なし」とか、将来返せるようになったら返すといった「出世払い」のようなものがあります。このように、形式的には借金であっても、実質的に贈与税がかかります。

そのほか、金銭のやりとりをしないで不動産や株式の名義を変更した場合、個人から時価より著しく低い価格で財産を譲り受けた場合、借金などの債務を

免除してもらったり肩代わりしてもらったりする場合など、経済的な利益を受けたときは実質的には贈与を受けたこととなりますから、贈与税がかかります。

六、贈与財産の評価

贈与税の課税の対象となる財産は、土地、借地権、建物、株式、預貯金、貴金属など、金銭に見積ることができるとしてのもの。もらった財産の価額は、もらったときの時価によることになっています。この時価については、財産の種類ごとにその評価方法や評価額が定められていますから、具体的なことについては税務署にお尋ねください。

七、贈与税の計算

贈与税の税額は、もらった財産の価額から控除を差引いた残額に税率をかけて算出します。

税率は、一〇%から七〇%までの十三段階に刻まれた超過累進税率になっています。

八、贈与税の申告と納税は三月十五日まで

四十九年中にもらった財産の価額が、基礎控除額(四〇万円)をこえるときは、贈与税の申告と納税をしなければなりません。申告と納税は、二月一日から三月十五日までに行うことになっています。三月十五日間近になりますと所得税の確定申告と重なって、税務署はたいへん混雑しますので早目にすませてください。

なお、贈与税の納付については、贈与税額が五万円をこえ、金銭で一時に納付することが困難である場合には、担保の提供などを条件として延納の制度が認められています。

税 務 課

# 子どもの交通事故防止について

昨年夏下で交通事故で亡くなった人は四一人、怪我をした人が五万人もいます。折尾署管内では亡くなった人が一人、怪我をした人が一〇〇人もいます。このうち可愛い子どもの輪禍は実

に全体の二五%を占めています。昔世の中で怖いものといえば、「地震、雷、火事、おやじ」があげられていましたが、現代っ子が取り上げる最も怖いものの第一に交通事故をあげています。こうした悲惨な事故から子どもを守るの

は、大人達の責任であり特に幼児の場合、お母さんの責任が重いとわけています。

そこでお母さん方の保護者の皆さんにお願したいことは、子どもに對し、次のような交通安全教育をしていただきたいのです。

一、車道が危険であることを理解させる。

車道が危険であることを機会あるごとに教え理解させる。ただ単に「車道に出てはいけません」というように叱って禁止だけをしてはいけません。

二、親がまず手本を示すこと。

子どもをつれて道路に出た時は必ず次のことを言いつて親がその手本を示す。

・まず一旦止って

・最初に右を見て

・次に左を見て

・もう一度右を見て

・車が来ていないことを確かめてから、さあ渡りましょう。

三、横断の場所と方法を教えること。

教えたことは、必ず親が実行して手本を示さなければなりません。

四、信号のあるところでは、信号が青になり車が通り過ぎるまで待ってから横断を、はじめること。

五、近くに横断歩道や、歩道橋があるところでは、少しぐらいまわり道になっても、必ら

ずそこを渡ることを。

ウ、警察官、巡視員や交通指導員が交通整理にあたっているときは、その指示に従って、横断すること。

エ、どんな場合でも、駐車車の車の間や前後から絶対に車道

に出てはならないこと。また進行中の車の間をぬって絶対に道路を横断してはならないこと、このことを言いつて聞かせ、その理由を理解させること。

折尾警察署

銃砲、火薬類の適正管理と

盗難、麻薬覚せい剤禍の撲滅

「あなたの銃や火薬の保管は大丈夫ですか」

楽しかった狩猟期も二月十五日で終りました。

猟銃をお持ちの皆さん、大切な銃の入手は済みましたが、ところでその猟銃の保管について今一度確かめて下さい。

猟銃、火薬の盗難は、依然としてあとを断たず、殺人、傷害などの兇悪な犯罪に使用されたり、自殺など思わぬ事故をひき起しています。

銃などの保管について、是非次の事を守つて実行して下さい。

一、猟銃などは、人目につかない場所に設置した保管庫に確実に施錠して保管し、絶対に盗まれないよう気をつけること。

一、保管庫に格納する時は、必ず分解して保管すること。

一、保管庫の鍵は盗まれないようにすること。

一、使用してない残りの実砲や火薬は、銃砲店などに保管委託し、自宅には置かないように心がけること。

「自転車、バイクの盗難がふえています」

最近、自転車やバイクの盗難が非常にふえています。

折尾署管内では、昨年中三六三台もの自転車、バイクが盗まれました。その原因の殆んどが無施錠、無監視の駐車によるものです。

そこで自転車などの被害を防止するために次の事を守つて下さい。

一、自転車は、夜間、路上や屋外に放置しないようにして下さい。

一、錠をかけても監視できるところに駐車し時々監視しましょう。

一、夜間、路上や屋外に放置しないようにして下さい。

一、車の泥よけなどに住所氏名を書いておきましょう。

「恐ろしい麻薬、覚せい剤を絶滅しよう」

麻薬、覚せい剤は、暴力団の資金源として、また最近では不況対策としての会社建て直しの資金獲得手段として売買され日本社会を大きく蝕んでいます。

警察では、住民の皆さんの健康を

ありがとう

東山田歩道橋の清掃をされる百合ヶ丘区上坂辰次郎氏(八十四才)は、児童の交通安全を願つて

毎週一回、数年間続けられています。 公民館



提供者 百合ヶ丘区

斉藤直司氏

# 移動交番が

## 団地内を巡回します

折尾警察署に移動交番車が配車されました。  
 この移動交番車は、派出所や駐在所から比較的遠い団地や工場、新興住宅などを巡回し、皆様の要望や意見を承るもので、いわば動く派出所、駐在所です。  
 車内には、事務用の椅子、机、



その他事務処理に要する物品が完備し、無線装置も備っています。  
 開設(運行)基準は、月間十回程度としています。  
 開設にあたっては、事前に団地

# 電話についてのお願い

電話はビジネスに家庭生活にかかせないものとなっております。電電公社では、より便利に電話を使っていたくよう努力を重ねておりますが、これには電話を使う皆様のご協力が必要です。

最近、海老津地区の電話のかわりぐあいが悪くなっております。一〇〇回のうち三五回以上が、相手につながっておりません。相手につながらなかった原因としては、相手が話中、相手が出ない等受ける方に原因があるものが約半数です。

内等を巡回して皆様にお知らせいたしますので、気軽に移動交番を利用していただくよう希望いたします。

折尾警察署

す。

- ・ダイヤル途中で休みますと相手につながりません。
- ・ダイヤル後の無音時間は故障ではありません。機械が相手をさがしている時間です。
- ・呼出音は一〇回まで待ちましゅう(約三〇秒くらいです)。
- ・相手が話中の中ときは二―三分待ってもう一度。すぐにダイヤルしてもほとんどつながりません。

# 国保財政の危機と

## 医療節約のお願い!!

国民健康保険の財政は、現在、

きわめて心配すべき状態でありま。昨年(二月と十月の二度にわたる値上げの結果、医療費は、今年(前年)に比べて五割以上もふえるだろうとみられています。

これは窮乏にあえぐ現在の国保財政にとって、きわめて深刻な打

撃であります。

このような、破局的ともいえる国保財政の実情をご理解いただきまして、この際、医療費節約にご協力下さいますようお願い申し上げます。

住民課

国保課



・北九州・豊原・速賀川・中川への通話でも市外局番(〇九三)が必要です。  
 ・電話番号がわからないときは、まず電話帳を、一〇四のお問合せには住所氏名をはっきりと告げてください。なお〇九三―九三―〇〇〇でスマートな電話マナーを案内しております。お役立てください。(通話料は無料です。)

折尾電報電話局第一営業課  
 北九州都市管理部  
 第二運用課

# 剣道教室 室生募集

健全なる青少年の育成と、社会  
体育振興の一環として、教室を開  
設して早や四年目を迎える多数の父  
兄より喜ばれています。

▽期 間 昭和五十年四月より  
昭和五十一年三月まで  
毎週二日  
山田小学校体育館

今まで会場を山田小学校体育館  
のみで実施していましたが、剣道  
教室指導員の各先生方の御協力に  
より本年二月より会場を一ヶ所増  
して岡垣町中央公民館に開設しま  
した。剣道を通じて明るく、正し  
く、強い子どもになるよう昭和五  
十年度も次のとおり募集します。

▽時 間 午後五時三十分から  
午後六時三十分まで  
午後七時～  
午後八時  
岡垣町中央公民館  
月・木曜日

▽対 象 小、中学生、青年一  
般(小学生は、四年生  
以上を原則とする)

▽場 所 山田小学校体育館  
岡垣町中央公民館

※剣道防具竹刀等一式  
小学校中学年用約二万円  
小学校高学年用約三万八千円  
申込みは 岡垣町中央公民館

## 戦没者の遺族に 対する特別弔慰 金の時効

本年5月28日をもって請求期限  
が時効となります。まだ請求され  
てない方は早急に手続をして下さ  
い。

## 戦没者の父母・妻 に対する特別給付 金の買上げ償還

買上げ対象となるのは昭和48年  
5月1日発行のもの。  
詳細は民生課まで

## 香典返しとして寄付

### 社会福祉協議会へ

- 一、新松原区 故川原サヨ殿 81才  
昭和50年1月19日死亡  
川原 隆殿より
- 一、吉木区 故白水ツルヨ殿 71才  
昭和50年1月23日死亡  
白水一彦殿より

### 老人クラブ寿会へ

- 一、新松原区 故川原サヨ殿 81才  
昭和50年1月19日死亡  
川原 隆殿より
- 一、吉木区 故白水ツルヨ殿 71才  
昭和50年1月23日死亡  
白水一彦殿より

## 親睦と奉仕活動サークル会員 初会合のお知らせ

町報二月号にて、会員募集をい  
たしましたところ非常な反響があ  
り心強く感じている次第です。  
つきましては、所期の目的を達  
成するため次々とおり初めての会  
合をしたいと思えます。

電話(2)3752

### 寝たきり老人の 世話はどうしよう

つめの手入れも欠かせない。硬  
くて厚くなった老人のつめを切る  
ときは、洗面器にぬるま湯を入  
れ、それに手を浸しつめを柔らか  
くしてから、深づめやささくれが  
できないように、気をつけるこ  
と。

糖尿病患者の場合皮膚が傷つき  
やすいので、つめを切るときは注  
意深くしないと、傷から感染を起  
こし、手足の切断というケースも  
時に起こるそうだ。

寝たきり老人に限らず、長わす  
らいの病人に厄介なのが床ずれ。  
「床ずれは看護いかんで」とい  
われるほどで、シーツのしわ、パ  
ンクズ、シーツの上に敷いたビニ  
ール、湿気なども床ずれの原因に  
なるという。

寝床は常にさっぱりと清潔にし  
てあげると同時に、床ずれ予防の  
マットレスを使うのも一法だ。  
また病人を絶対安静のように仰  
向けに寝かせ放しにしないで、時  
々からだの位置を変えてあげるこ  
と。

寝たきり老人の世話は長期間に  
わたるものだから、過保護になら  
ず、必要なことを過不足なく世話  
することがポイントという。

それには看護の目線を作り、家  
庭生活の中の目線の一つに組み込  
んでしまうこと。

また洗面道具など毎日使う道具  
や必要な用具は、いつも老人の部  
屋に置いておき、手順よく仕事を  
進めること。

老人のまくら元にベルをつけて  
あげることも望ましい。

必要なとき呼べるという安心感  
を与え、つきっきりの看護から解  
放されるでしょう。

皮膚の清潔が第一  
清潔にさっぱりと、身の回りの  
世話をあげましょう。

公民館

田中健一